

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	18
処分の種類	歯科技工所の改善命令			
根拠法令条例等・条項	歯科技工士法第24条			
処分の概要	歯科技工所の改善命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(個々の事例に即して判断を要するので具体的処分基準を設けるのは困難)</p> <p>【参考】歯科技工士法第24条 都道府県知事は、歯科技工所の構造設備が不完全であって、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	-			